

広島県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十七年十月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	廿日市市上平良字大原九二六番一地从先から廿日市市原字半明原五〇六番一地从先まで	平成二十七年九月一七日